

（Web会議形式により実施。一般社団法人東京都中小建設業協会と接続）

○武市副知事 東京都副知事の武市でございます。私どもの映像、音声届いておりますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、これより東京都中小建設業協会の皆様との予算要望ヒアリング、始めさせていただきます。

このヒアリングは、団体の皆様から直接ご意見をお伺いいたしますことで、都民目線に立った政策立案、予算編成を行っていくために実施をさせていただいているものでございます。

本日、山口会長はじめ副会長の皆様方、どうもご参加をいただきましてありがとうございます。

この東京都中小建設業協会の皆様におかれましては、まさに都民の命綱であります都市のライフライン、インフラ整備に当たりまして、多大なるご協力をいただいておりますことを改めて感謝申し上げます。いろいろ様々、まだまだ課題もございますので、本日そうした点につきまして、様々ご意見をいただければというふうに思っております。

それでは、早速始めたいと思います。

どうぞよろしくお願いたします。

では、皆様のほうからご要望等お願いできますでしょうか。

○一般社団法人東京都中小建設業協会（山口会長） 平素より大変お世話になっております。会長をしております山口でございます。

また、今日は大変お忙しい中、このような場を設けていただきありがとうございます。限られた時間ですので、早速要望のほうに移らせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○一般社団法人東京都中小建設業協会（渡邊副会長） それでは、令和4年度東京都予算等に対する要望書、事前に資料をお渡しさせていただいておりますけれども、今回限られた時間ですので、一本に要望を絞らせていただいております。2番の働き方改革の推進についてということで述べさせていただきます。

2024年に実施をされる建設業の労働時間の上限規制に基づき、我々建設業も働き方改革を推進しております。働き方改革を推進していくには、我々業界の努力だけでは解決できない問題が多くあり、一層の協力をお願いしたいと思います。週休2日制導入に当たっては、建設現場で働く技能労働者の給与体系は依然として日給月給制がほとんどであり、これまで6日間で得ていた収入を5日間で得るためには、労務費の補正比を1.2以上にしなければならないならば技能者の生活に大きな影響を及ぼします。現状のまま全面的に週休2日制を導入した場合、技能者からの強い反発、離職が起こることは明らかです。働き方改革の推進並びに技術者の立場を守るためにも、労務費引上げに一層のご配慮をお願い申し上げます。

長時間労働是正に向けては、発注時期の平準化や適切な工期設定、工事書類の削減・簡素化のためには、十分な予算を確保し、積極的に進めていただきたいと思います。書類の削減・簡素化についてはこれまでも続けて要望しており、東京都技術会議で検討もしていただいております。都中建、下専協、それから都水協合同で要望書も出させていただいておりますが、目立った進展がございません。工事情報共有システムの有効活用、それから工事書類の50%削減を要望するとともに、新たな試みとして、工事完了後の書類作成期間を別途設けていただくことを要望いたします。建設業では年々人材不足が加速し、将来の人材確保、育成は深刻な問題で、課題です。これからこれらを克服するためにも、働き方改革を推進し、安心して働ける、魅力ある業界にしていくことが必要だと確信をしております。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

この働き方改革に一本絞らせていただひて要望させていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○武市副知事 どうもありがとうございます。

事前には全体で5点のご要望いただひている中で、本日はやはり一番喫緊の課題でございます働き方改革につきまして直接お話を伺ひいたしました。

それでは、私と、あと本日、建設局長も同席しておりますので、私の後、建設局長のほうからお話をさせていただきますと考えております。

働き方改革についてでございますが、やはりその推進というのは、東京都にとりましても非常に重要な課題でございます。特に皆様方の職場におきましては、週休2日の実現に向けての国の公共事業労務費調査を踏まえた労務単価の、あるいは補正率の設定、繰越し等を活用した施工時期の平準化、工期に関する基準を踏まえました適正な工期設定、工事関係書類の削減・簡素化など、私どもも取り組んでいるところでございますが、まだまだ、お話にもございましたが、不十分な点もあろうかと思ひます。働き方改革の推進に向けまして、東京都としましても、また引き続き強力に必要な取組を行っていきたくひと、このように考えております。

続きまして、建設局長のほうからお話をさせていただきます。

○建設局長 建設局長の中島でございます。東京都中小建設業協会の皆様には、日頃から道路や河川などの整備、維持管理につきましてご尽力賜り、大変ありがとうございます。私から、補足としまして2点ですね、工事関係書類のお話と、それから工事情報共有システムのお話をさせていただきます。

最初に、工事関係書類の削減・簡素化でございますけれども、お話ございました東京都技術会議、ここにおきまして各局が工事関係書類の削減・簡素化を行うモデル工事、これをまず実施しまして、その効果あるいは課題の検証を行った上で、今年の2月ですけれども、削減、簡素化が可能な工事関係書類、これを選定したところなんです。これ踏まえて、建設局では、先月ですけれども、関係基準を改定いたしまして、書類の削減・簡素化ですね、お話ありました50%というわけにいきませんけれども、かなりの程度の削減を図った

ところでございます。

それから、もう1点ですけれども、工事情報共有システムですが、このシステム、受発注者双方のやり取りを円滑にするということで、平成15年度から導入しておりますけれども、その活用を推進してまいりまして、本年10月ですね、先月ですけれども、システムや関連するガイドライン、これを改定いたしまして、情報共有システムを活用できる工事関係書類を拡大いたしました。これと併せましてシステムを利用した電子納品の運用、これも開始をしているところでございます。今後、受発注者双方がシステムをさらに活用すると、それを促していくために講習会を活用するなど、引き続き周知を図ってまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○武市副知事 私どものほうからのご回答としては以上でございますが、最後に、皆様のほうから何かございましたら、何でも結構でございますので、どうぞ発言のされていない方も含めまして何かありましたら、どうぞ遠慮なくお話しください。

○一般社団法人東京都中小建設業協会（渡邊副会長） 先ほど文書の中でも読ませていただいたんですけど、やはり今東京都さんのいろいろな試みに対して、大変ありがとうございます、ご配慮いただきまして。働き方改革を少しでも推進するために、ご理解いただいたこと感謝申し上げます。

そして、この本文の中でもお話ししたのですけれども、私どもやはり簡素化していたとしても、先ほど50%削減というのはもう到底無理だよというお話の流れの中で、やっぱり工事完了後に書類作成期間を別途設けていただくということ、これは経費がかかることではあるのですが、やはり作成書類がまだまだ多くございますので、ぜひその点についても、工期が終わった後の書類作成期間1か月ということで、私たちは要望していますけれども、たとえ少しでもその期間を設けていただくということができれば、残業等も大分改善ができるのではないかとということが1点と、もう1点は、土木の工事でございますけれども、常設の作業所、現場の常設作業帯が設置できる場所はいいのですけれども、現実には工事の流れの中で、常設作業所が常設できない場所も非常に多くあるということで、これはケース・バイ・ケースで、現場の場所であるとか、距離の問題とかいろんな問題があるとは思いますが、通常の日中工事の場合には8時から17時、5時まで、もしくは9時から18時までということでありまして、常設作業の作業帯の取れない場合には資材置場に集合して、資機材をダンプやトラックに積み込んで工事現場に出発して、また現場到着後に作業帯を設置し、工事を開始、また工事終了後は作業帯を撤去して、資機材を積んで置場に向かって、それで下ろしてということで作業が終了するというので、この今のお話のように、距離によっては違いますけれども、距離が長い場合には実際労務時間というのは5時間から6時間ぐらいになってしまう。

これが通常時の8時間ということであると、その月45時間の時間外のやはり作業というものが非常に多くなってしまいうということで、ぜひ資機材を積む、積み下ろしをする、資材置場に集合する、そういうことも事前準備工事の中でも、時間の中で始まっているわけ

なので、このこともいろいろな捉え方あると思いますけれども、ぜひ東京都さんにご理解
いただいて、常設のできない場合にはぜひそういうことも、ケース・バイ・ケースですけ
れども、その場所であるとか、状況であるとかということ判断しながら、どうかご理解
をいただければありがたいな。

そういうことでないと、実質の時間って働ける時間というのが5時間、5.5時間とかです
ね、6時間ということになってしまいますので、せっかくそういう形で単価の見直しをか
けていただいても、実働の時間が短くなってしまうということもあるので、先ほど来働き
方改革の中で、特に土木工事の場合には常設作業帯が取れない場合も多々ありますので、
どうかそのことをご理解いただければありがたいなということをお願いしておきます。

すみません、長くなりましたけど、以上です。

○武市副知事 ありがとうございます。

それぞれ様々な現場の状況に応じながら、私どもいろいろ一緒に考えていきたいと、こ
のように思います。

それでは、以上をもちまして東京都中小建設業協会の皆様とのヒアリングを終了とさせ
ていただきます。どうもありがとうございました。

（Web会議形式により実施。東京都公衆浴場業生活衛生同業組合と接続）

○武市副知事 東京都副知事の武市でございます。私どもの映像、音声届いておりますで
しょうか。

ありがとうございます。

それでは、これより東京都公衆浴場業生活衛生同業組合の皆様との団体要望ヒアリング
を始めさせていただきます。

このヒアリングは、団体の皆様から直接ご意見をお伺いいたしまして、都民目線に立っ
た政策立案、予算編成を行っていくために、毎年実施させていただいているものでござい
まして、皆様方には本当に毎年ご参加ありがとうございます。

本日も、近藤理事長、石田副理事長、佐伯常務、ご参加いただいているということで、
本当にありがとうございます。

この公衆浴場、これ単に入浴機会を提供するというだけではなく、長い歴史の中で地域
の交流、高齢者の健康増進や見守り、日本の歴史、文化、後ろのほうに、本日も富士山の
屏風を出していただいておりますけども、そうしたものを体験する場など多様な役割を担
っていらっしゃいます。また、コロナ禍の中におきましても、皆様の現場におけます感染
防止対策、これを徹底していただきつつ、様々な工夫、努力行う中で事業を継続されてい
るというふうにご認識をしております、こうした日々の皆様の活動に対しまして、改めて
敬意、感謝を申し上げます。

それでは、時間も限られておりますので、早速本日のヒアリング始めたいと思います。

では、近藤理事長、よろしく願いいたします。

○東京都公衆浴場業生活衛生同業組合（近藤理事長） こんにちは。近藤でございます。

よろしく願いいたします。

公衆浴場の施設の確保に格段のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。感謝を申し上げておきます。

それから、まずコロナの我々の現状のお話をさせていただきたいと思っております。コロナウイルス感染の影響によりまして、我々の業界の客足は大体2割から3割減少しております。公衆浴場のエッセンシャルワーカーとして公衆の衛生を守るため、使命感を持って営業を続けております。お客様の安心・安全に利用いただける浴場づくりにしていかなければなりません。

例えば7月に、このようにガイドブックを作りました。このようなガイドブックは、学識経験者の早坂先生の監修を受けて、都内の浴場全部に配りました。そして周知して、感染防止ステッカーの掲示を進めてまいっております。そのおかげをもちまして都内の銭湯ではクラスターが発生していないということは、まず我々の自慢と思っております。それから、都内の20軒の浴場がそれぞれの感染防止対策の専門家の意見を受けて、カスタマイズをして、各浴場によって事情が違いますので、それをカスタマイズして効果を高める取組に、実施をしております。都内の銭湯に・・・、この展開をしております。クラスターの発生していないところもこの理由があるかなというふうに思っております、徹底しておりますので。

そして、もう一つ、追い打ちをかけるように重油の高騰が続いております。そしてA重油が、今までだったら8万円で買えたのが、現在は、先月の時点で12万円超えるということで50%アップになっております。全てのものが、物価が上がっていると思っております。それから、ガス、電気についても、我々の業界はたくさん使いますんで、そのうち上がってくるなというふうに懸念をしているところでございます。

あとは、男女の混浴の年齢が、10歳以上から7歳以上に引き下げられることになりました。来年の1月1日から東京都では実施をいたす予定でございます。

次に、課題として、経営者の高齢化、そして設備の老朽化、さらに後継者不足が大きな問題となっております。これに向けてマッチング事業、それから担い手、銭湯の担い手養成講座というものをつくって、実際に行っております。ステージ3までありますけれども、ステージ1では100名以上、それからステージ3はついこの間の土曜日曜日、先週の土曜日曜日に実施をいたしましたけれども、1日の営業を泊まりがけで手伝っていただいて体験してもらおうと。それを後継者につなげたいと考えております。

それから、T o k y o T o k y o F E S T V A Lのスペシャル13に選ばれました。延期になりましたけれども、おかげさまでアーティストとのコラボレーションができることになりました。それによって、日本の銭湯文化、そして歴史を多くの方々に体験してもらい、そして多くの方々に新しい魅力をアピールすることができました。

もちろんポストコロナに向けてSNSで発信は行っております。10月10日の銭湯サポーターフォーラム、オンラインで200名の方に参加していただきました。それで、実施の、銭

湯サポーターが今や9,500人を超えるメンバーでございます。その銭湯サポーターの方々からSNSを通じてPRをしていただいております。

それから、キャッシュレス決済や、それからグッズのネット販売などを手がける浴場もだんだん増加しております。そして我々は新たな魅力、今後は新たな魅力を発信し、銭湯、感染防止を徹底して、安全・安心、そしてデジタル化に挑戦していかなければならないと考えております。社会的な役割を果たしながら、利用者の拡大を進めていきたいと思っております。これが我々の今、現状の説明でございます。

それでは、要望書について説明をさせていただきます。

(1)、大きな1番目のところでございます。浴場の利用推進事業について、時間がありますので、一つ一つ説明をさせていただきたいと思っております。公衆浴場の利用促進事業について、新しく今お話をしました体験塾、それから銭湯の担い手養成講座を今実施しているところでございます。それによって、担い手をどんどんつくっていききたいなというふうに思っておりますので、この予算についてもぜひお願いをしたいと思います。

それから、(2)番目の地域交流拠点事業についてなんですけれども、各自治体、各支部が健康増進や地域交流の拠点として、利用者の拡大を積極的に進めてまいる事業でございます。これもお願いをしたいと思います。

大きな2ページ目に行きまして、大きな2番の公衆浴場のクリーンエネルギー化について説明をさせていただきます。地球温暖化の貢献によくするために、我々がクリーンエネルギーをいろいろ頑張って設置をさせていただいておりますので、これについてもぜひお願いをしたいと思います。

それから、3番目の耐震事業についてですが、最近は自然災害が多発しておりまして、巨大化しております。そのためにも施設の補強を行って、利用者の安心・安全を取り組みたいと考えております。

そして、4番目でございます。4番には、健康増進型事業についてでございます。ミニデイサービスなど健康増進に資するため、施設の改築、改善に助成をお願いしたいと思っております。

それから、5番目につきまして、施設の改善の実施補助について継続をお願いしたいと思っております。

以上で、簡単ではございますけれども、よろしくをお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

○武市副知事 どうもありがとうございました。

5点の要望に加えまして、コロナ対策をはじめとする現場での様々な工夫を重ねながらの取組、ご紹介いただきました。本当にありがとうございました。

それでは、担当の副知事、局長からご回答させていただきます。

○東京都公衆浴場業生活衛生同業組合（近藤理事長） ありがとうございます。

○潮田副知事 すみません、担当の潮田でございます。よろしくお願いいいたします。

まず、クラスター、今お話ございましたけども、クラスターなどが生じないように感染防止に努められている取組に感謝申し上げたいと思います。また、都の文化施策にもご協力をいただきまして御礼申し上げます。私のほうからは、1番の（1）と（2）につきましてお話をさせていただきたいと存じます。

まず、（1）の公衆浴場利用促進事業補助でございます。多様な手法を活用した情報発信など利用者を拡大し、経営の安定化を図るための取組ですとか、公衆浴場の事業継続のために新たに開始されました担い手や後継者の育成につきましても引き続き支援をしていきたいというふうに考えてございます。

また、（2）の地域交流拠点事業補助でございますが、地域住民の健康増進を図るとともに、住民同士の交流を促進する地域の交流拠点としまして、公衆浴場の果たす役割は大きいものだというふうに認識をしてございます。また利用者の獲得だけでなく、自ら経営体質の改善に取り組むことは重要でございます、その点につきましても引き続き支援をしていきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

- 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合（近藤理事長） ありがとうございます。
- 生活文化局長 生活文化局長、武市でございます。よろしく願いいたします。
- 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合（近藤理事長） よろしく願います。
- 生活文化局長 それでは、私から、残りの項目について回答させていただきます。

まず、公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業でございますが、やはりおっしゃっていたように、温室効果ガスの排出削減、これ世界的にも大変重要なこととなっております。こういったことで、クリーンエネルギー化の推進は引き続きしっかりと支援してまいりたいと考えております。

それから、3つ目の公衆浴場耐震化促進支援事業補助でございます。利用者の安全・安心というのは本当に、確保するということが本当に大切というか、もうマストなことでございます。そのための施設の耐震化は必要不可欠でございます、引き続きこちらもしっかりと支援してまいります。

続きまして、健康増進型公衆浴場の改築支援事業でございます。利用者の健康増進、地域住民の交流の促進等が図れます、こういった場の提供、それからバリアフリー化というところは、やはりこれは重要なところでございますので、こちらもしっかりと支援してまいります。実施補助につきましてもしっかりと支援してまいります。いずれにしましても、都民の公衆衛生ですとか健康増進、地域の交流の場として公衆浴場は本当に重要な役割を担われているというふうに考えております。また、感染防止の取組を進めながら、使命感を持って経営に当たられております浴場経営者の皆様のご苦勞、大変なことだと思います。新たな魅力発信、デジタル化にも意欲的に取り組んでおられるということで本当に感謝申し上げます。今後とも皆様と十分にコミュニケーションを取らせていただきながら、連携し、公衆浴場の発展に向けた取組を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ

よろしくお願いいたします。

○東京都公衆浴場業生活衛生同業組合（近藤理事長） よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○武市副知事 私どものほうからの回答、以上でございます。

そろそろお時間でもございますが、最後に何かございましたら、どうぞ。

○東京都公衆浴場業生活衛生同業組合 ありがとうございます。特にはございません。我々もエッセンシャルワーカーとしてしっかりと感染防止対策に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたしたいと思っております。

○武市副知事 ありがとうございます。

コロナとの闘い、まだまだ続いてまいりますので、そちらのほう継続、ぜひしていただきながら、私どもといたしましても共に公衆浴場の発展に取り組んでいきたいと、このように考えております。

それでは、以上をもちまして本日のヒアリング、終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○東京都公衆浴場業生活衛生同業組合（近藤理事長）ありがとうございました。

（We b会議形式により実施。東京都町会連合会と接続）

○武市副知事 武市でございます。私どもの映像、音声、皆様のほうに届いておりますでしょうか。届いていたら一応丸なりなんなり、ちょっとご合図いただいてよろしいですか。

○東京都町会連合会（吉成会長） はい、届いています。

○東京都町会連合会（石倉副会長） 届いています。

○武市副知事 はい。

○東京都町会連合会（秋間副会長） 八王子、映像が届いておりません。

○武市副知事 どうもありがとうございます。

それでは、これより東京都町会連合会の皆様との予算要望ヒアリング、始めさせていただきます。よろしいですかね。

このヒアリング、団体の皆様から直接ご意見をお伺いすることで、都民目線に立った政策立案、予算編成を行っていくために、実施をしているものでございます。

東京都町会連合会の皆様には、防災、防犯や交通安全、住民交流イベント、さらには高齢者の見守りまで、地域に根差して、まさに多岐にわたる活動を展開されて、それによりまして地域に暮らす人々の暮らしを支えていただいております。本当に敬意を表するものでございます。また、コロナ禍の中におきましても、様々な工夫、努力を重ねながら日々の活動を継続されているというふうに認識をしております。

本日も、吉成会長はじめまして副会長の皆様方、ヒアリングご参加いただいておりますこと、本当にありがとうございます。

それでは、時間も限られておりますので、早速始めたいと思っております。

では、吉成会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○東京都町会連合会（吉成会長） こんにちは。東京都町会連合会会長の中野区の吉成でございます。

本日の出席者をご紹介します。副会長、八王子市の秋間です。

同じく副会長、墨田区の石倉です。

続きまして、同じく副会長、練馬区に加藤です。

日頃より東京都町会連合会の活動にご理解とご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

要望書の説明に先立ちまして、当団体について説明いたします。

東京都町会連合会には、現在23区8市が加入しており、定期的に加入団体相互の情報交換を行っております。安心・安全な地域社会のため、地域の課題解決のために積極的に取り組んでおります。

さて、このウィズコロナの時代において、多くの町会、自治会では従来の活動が思うようにできない状況が続いております。そうした中、昨年度末には東京都地域の底力発展事業助成金において、タブレット端末やWi-Fi機器の購入費などデジタル環境の整備に必要となる経費についても助成の対象として認めていただき、誠に感謝申し上げます。現在多くの町会、また連合会がLINEやZoomといったアプリを駆使しながら、デジタルを活用した事業に取り組んでいると聞いております。東京都町会連合会においても、本部役員会では定期的にZoomを利用して、都内の離れた場所でも顔の見える会議が実現できております。

そうした状況を踏まえまして、令和4年度東京都予算等に対し、別紙のとおり要望いたします。

大項目の1番から8番まで、全6ページにわたって要望を記載させていただいております。東京都町会連合会では特に1ページ目にあります、1、町会、自治会及び連合会組織等への補助、支援制度に対する要望について、特段のご支援をいただけますようお願い申し上げます。

多くの町会で困っている重要な課題として、加入者減少、加入率低下といったことがあります。こちらは会員の高齢化と若い世帯の未加入が要因だと考えておりますが、東京都におかれましては、広報活動のほか、大規模なマンション、賃貸住宅の加入率向上に向けた取組など、町会加入促進へつながる支援を検討していただきたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、先ほど申し上げましたとおり、対面での会議やイベント開催が難しい状況が続いております。そうした中で、より一層、やはり町会のデジタル化を進めていく必要を感じています。引き続き町会、自治会がデジタルを活用しやすくなるような工夫を検討いただけますと幸いです。

結びになりますが、東京都におかれましては、町会、自治会に対して手厚い支援をしていただいているところですが、東京都町会連合会及び町会、自治会の活動実績を十分に評価していただき、各要望事項に対して特段のご配慮とご支援を賜りますよう引き続きよろ

しくお願い申し上げます。以上でございます。

○武市副知事 どうもありがとうございました。

全体として8項目にある中から、特に重点的に絞って町会、自治会、連合会の活動に関するご要望を中心に承ったというふうに考えております。

それでは、ただいまのお話に関しまして、担当の副知事、局長のほうからご回答させていただきます。

○潮田副知事 すみません、担当の副知事の潮田でございます。本日はありがとうございます。

まず、町会連合会の皆様には、都政の様々なご協力にいただきまして、感謝申し上げたいと存じます。とりわけ町会、自治会の皆様には、防犯ですとか防災ですとか、高齢者の見守りなど、都民生活の安全・安心の確保ですとか、魅力ある地域づくりにおきまして大きな役割を果たしていただいているところでございます。先ほどもお話ございましたけども、このコロナ禍におきまして、東京都町会連合会のほうでは、Z o o mを活用したオンライン会議を行うなど、活動を継続する工夫もしていただきまして、それらのご対応につきましても敬意を表する次第でございます。町会、自治会が元気に活動できることが地域の活性化に不可欠でございます。今後も町会、自治会が地域で活動できますよう、支援策を検討してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。私からは以上でございます。

○生活文化局長 生活文化局長、武市でございます。日頃から当局の事業をはじめまして都の施策全般にわたって本当に様々なご協力をいただいていること、改めて感謝をさしあげたいと思います。

新型コロナウイルス感染症、一定程度に感染者を抑えられていますけれども、まだまだ本格的に活動というわけにはいかないという中で、先ほどZ o o mとかL I N E、活用しやすくなる工夫をというお話がありました。これについては、地域の底力発展事業助成の中で、例えばW i - F i 機器のレンタル、そういったものについては、様々な場面でリモート会議なども必要となることが想定されますので、事業に関して必要な期間を幅広に対象とするような、そういった工夫も行っていければなというふうに思っております。

あと、デジタル化の推進というところでは、活動を再開する町会、自治会の皆様を後押しさせていただきたいと、現在また地域の底力発展事業助成の追加募集と、あわせまして特別企画として、講師おまかせスマホ教室みたいなものも募集を行っております。今後も様々な事業を通じまして、町会、自治会の皆様の活動をしっかりとサポートさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

○武市副知事 私どものほうからのご回答としては以上でございます。

最後に、改めまして、何か皆様のほうからありましたら、一言、どうぞお願いたします。

○東京都町会連合会（吉成会長） 本当に私たち助かっております。これからのやっぱり

高齢者も多い町会、自治会の中でもスマホがもう大事なものですから、ぜひともこういう政策をしていただければありがたいなど、このように思っております。

○武市副知事 ありがとうございます。

都政におけますデジタル化の進展というのは、私どもも非常に最重要課題でございますので、皆様方にもぜひお使いいただけますように、安心してお使いいただけますように、そうしたものを引き続き取り組んでいきたいと、このように考えております。

それでは、以上をもちまして東京都町会連合会の皆様とのヒアリング、終了とさせていただきます。また引き続き連携取らせていただきたいと、このように考えております。本日はどうもありがとうございました。

○東京都町会連合会（吉成会長） ありがとうございます。

（Web会議形式により実施。東京都行政書士会と接続）

○武市副知事 私どもの映像、音声届いておりますでしょうか。

○東京都行政書士会（宮本会長） 映像、届きました。

○武市副知事 ありがとうございます。

それでは、これより東京都行政書士会の皆様との団体要望ヒアリングを始めさせていただきます。

このヒアリングは、団体の皆様から直接ご意見をお伺いすることで、都民目線に立った政策立案、予算編成を行っていくために、毎年実施をさせていただいているものでございます。

本日も、行政書士会から宮本会長はじめ幹部の皆さんご参加いただいておりますことを感謝申し上げます。

皆様におかれましては、建設業の申請に関する無料相談、空き家の利活用の普及、啓発、相談を実施していただくなど行政の円滑な執行にも貢献をいただいております。また、昨年来感染拡大防止協力金の支援制度の申請に対しましては、そのサポートを行っていただくなどコロナ対策におかれましても多大なご協力をいただいておりますことを重ねて感謝を申し上げます。

それでは、時間も限られておりますので、早速始めたいと思います。

では、宮本会長、よろしくお願いいたします。

○東京都行政書士会（宮本会長） どうも皆様、こんにちは。小池百合子東京都知事様をはじめ東京都の皆様には日頃より大変お世話になりまして、どうもありがとうございます。

このたび今年の総会で会長に選任されました宮本と申します。今日はどうぞよろしくお願いたします。

今ですね、要望事項、今回5つ上げさせていただきましたが、今ですね、お話を賜りましたとおり、まず要望1のところですね、私は要望の1と3についてちょっと簡単にお話しさせていただこうと思っております。

まず、要望事項1でございますが、こちらですね、今後デジタル化待ったなしというこ

とで、今お話ありましたとおり、私どもコロナ関係の各種給付金等ですね、申請するに当たりまして、今後のコロナ対策、デジタル化、これについて非常に力を入れておりまして、この中で要望事項1に、こちらに記入があるとおり、今後のオンライン申請、電子申請で東京都様に電子調達システム、こちらが例えばございますので、このように私ども行政書士の専用の申請システム、これをほかのそういう許認可、届出申請にも導入していただくことによりまして、様々な、ご存じのとおり、コロナ禍における給付金等でかなりブローカーによる不正申請等あったかと思えます。これにより、こういう業務がブローカーではなく、行政書士業務であるということを周知することによりまして、都民の皆様、そして官公署の皆様にも安心した各種許認可申請、届出、こういうものが円滑に運用されるのではないかと思います。要望事項1を上げさせていただきました。

さらに要望事項で、こちらにつきましては、滋賀会でも実は、既に今の紙ベースでも許認可、届出申請に全ての書類、ほぼ全ての書類に、いわゆる行政書士の代理人欄、これが入るといことが採択されたようですので、ぜひ東京都様におきましても、その代理人欄、そしてこの今後のデジタル申請、電子化申請におきましても、そういうものをぜひご活用いただければと思ひまして、要望事項1に上げさせていただきました。

続きまして、私からはあともう1点だけ、要望事項3について簡単にお話しさせていただきますが、こちらですね、すみません、毎年出させていただいているとこなんでございますが、産廃の直前決算期債務超過の場合に、この経理的な基礎の説明書、これが作成、提出が必要でございますが、残念ながらこちらについては、行政書士作成は認められておりません。これに対しても、私ども今お話ありましたとおり、建設業許可申請をはじめ各種決算変更届等の財務的な知識も備えておりますので、ぜひこちら資格者の中に行政書士を入れていただければと思ひまして、要望事項3を上げさせていただきました。

そのほか、1から6までございますので、ぜひよろしく願ひします。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

○東京都行政書士会（田崎専務理事） それでは、続きまして、よろしいでしょうか。

○武市副知事 はい、どうぞ。

○東京都行政書士会（田崎専務理事） 専務理事と政連会長兼ねております田崎でございます。私のほうからは、今、宮本会長にもう少し加えて、簡潔にお話をさせていただきたいと思ひます。また日頃より大変、都庁におかれましてはお世話になっておりますことを心からお礼を申し上げたいと思ひます。

行政書士法は、社会状況の変化と市民生活の多様化に対応するための国家資格者として、一昨年11月の国会で5年ぶりに改正が行われまして、目的条項に「国民の権利利益の実現に資する」との文言が加えられ、社会的責任が重厚になったということで、私たちとしても業務と研修に今励んでいる最中でございます。今、宮本会長から申し上げましたとおり、本日は6項目願ひするわけでありまして、全部申し上げるのは少々時間がございませぬので、3点申し上げて願ひに代えさせていただきますと思ひます。

今宮本会長からお話し申し上げましたとおり、要望1の東京デジタルファースト推進計画に基づいて、行政手続のオンライン化が推進されるということでございますけれども、行政書士の代理、代行するための専用画面、この入力項目等の設定については、現在、都庁財務局で実施されております電子調達システムをモデルとして、全庁全局において同様のシステムを実施していただきたいとのお願いでございます。あわせて行政書士の活用をお願いしたいということでございます。

次に、要望事項2でございますけれども、東京都の競争入札参加資格申請等におきまして、行政書士を電話相談員として相談業務に活用いただきたいということでございます。現在は都市整備局の建設業課が所管している建設工事の入札に臨む工事業者の代理人として、経営分析、経営事項審査申請に多数の会員が関与しております。また物品等についても同様であり、この分野に精通しております行政書士を活用することで、都庁における行政事務の負担軽減に貢献できるものと思料をいたします。

次に、要望3でございますけれども、今会長から話がありましたとおり、私たちはこの収集運搬業者の不法投棄などによる環境悪化が生じないように、環境省の指導を含め業者に厳しい対応を認めていることは承知しております。特に直前決算が債務超過の場合は、東京都の認識は非常に形式的に事実を証明するための書類と資料作成ということになっているようでございますけれども、私たちはこの原因を分析して、その分析を基に書類と資料作成をしながら、改善策を業者に提言、助言するという活動も併せてしておりますので、あわせて、今現在の公認会計士、税理士、中小企業診断士の3者に限定している返済計画書等の作成を行政書士にもぜひ認めていただきたいということでございます。

要望事項の4、5、6につきましては、要望文書のとおりでございますので、今後とも東京下で7,500の会員を持って、デジタル化に不慣れな高齢者、都民にデジタル難民が発生しないよう全力で申請者をサポートし、趣旨に沿った正しい利用で、行政と社会的経済活動に貢献できればと願っております。どうか行政書士会員の利活用をよろしく願いを申し上げます。

私のほうからは以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○武市副知事 どうもありがとうございました。

事前には、全体6件の要望事項いただきまして、さらに参考資料という形でそれぞれに詳しいご説明なども、補足もいただいております。本当にありがとうございます。

では、本日3点、直接いただいたご要望に関しまして、私のほうからまずご回答させていただきます。

まず最初のデジタルの関連でございますけれども、行政手続のオンライン化の推進、これは非常に大事でございます。東京都では本年7月に策定いたしました東京デジタルファースト推進計画、こちらの中では、誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう配慮すること、このように定めております。行政書士の方々など代理人による手続を含めまして、ユーザー目線に基づくサービスの創出に取り組んでまいります。また、行政書士の皆様方

の知見、経験の活用というような形で、都民、事業者などと行政との関係におきまして、双方の橋渡し役であります行政書士の方々が果たす役割は非常に重要であると認識をしております。行政手続のデジタル化の推進に当たりましては、専門家などの意見も踏まえて対応をまいります。

2点目、電話相談員としての活用についてでございますけれども、令和3年度、4年度の競争入札参加資格審査申請の定期受付におきましては、公営企業局からの応援体制の確立、またヘルプデスクの活用などによりまして、おかげさまでおおむね順調に受付業務を完了しております。引き続き申請者の利便性向上に努めまして、適切に受付、審査業務を進めてまいります。

それから、3点目の産業廃棄物収集運搬業の許可に関します経理的基礎の説明書についてでございます。こちら、毎年お話を本当いただきでございますが、その説明書につきましては、債務超過が生じることとなった原因を分析し、その分析結果を基に改善策を処理業者に対しまして提案、助言することによりまして、基盤の強化につなげ、不法投棄等の不適正処理を防止することを目的としております。この辺もう十分、皆様方ご案内のところかとは思いますが。

そのため、東京都では許可事務等の取扱いに関する環境省の通知を踏まえまして、各種資格の法令上の業務範囲等を考慮し、公認会計士、税理士、中小企業診断士が作成した説明書の提出を求めて、これはお話もあったところでございますので、私ども今後国の動向等を十分注視していきたいと、このように考えております。

それでいただいたご要望に関しましてのご回答、以上でございますけれども、本日は担当、所管をしております副知事の黒沼も出席しておりますので、最後に、黒沼のほうからご挨拶させていただきたいと存じます。

○黒沼副知事 所管の副知事の黒沼でございます。どうもいつも大変お世話になります。よろしく申し上げます。

○東京都行政書士会（宮本会長） お世話になっております。

○黒沼副知事 ただいまご紹介いただきました行政書士法第1条に掲げる国民の権利利益の実現に資する専門家として、まさにまちの法律家として日々ご活躍をいただいております。東京都行政書士会の皆様には、長年にわたりまして都民や事業者と行政とを結ぶ、言わば橋渡し役と担っていただいております。大変都としても感謝をいたしております。

また、都政との関係におきましては、建設業の申請に対する無料相談や成年後見支援センターヒルフェにおける成年後見制度への取組などにおいて、格段のご協力をいただいております。引き続き様々な場面で連携をさせていただければと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

○東京都行政書士会（宮本会長） お願いいたします。

○武市副知事 私のほうからの回答と、あと担当副知事のご挨拶、以上でございます。

それでは、時間も参りましたので、本日のヒアリング、これをもちまして終了とさせて

いただきます。引き続きまた行政書士会の皆様とは連携取らせていただきながら、都政、様々な形で前に進めていきたいと考えております。本日はどうもありがとうございました。

○東京都行政書士会（宮本会長） どうもありがとうございました。

○東京都行政書士会（田崎専務理事） ありがとうございました。